

平成 30 年 第 4 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 4 月 16 日 (月) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	欠	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

7 番 森田 孝市 8 番 小野 伊八郎

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長	衛藤 成史	主幹兼係長	藤田 鉄也
係 員	藤田 美智	川原 一仁	川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 22 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 24 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- (4) 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。随分と暖かくなってきました。若草燃える季節となりまして、いよいよ新年度が始まりました。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員になって1年が経とうとしています。皆様方には委員として業務に取り組んでいただきまして、活動する中で、農業委員会とはどういうものか分かっていただけたのかなと思うところです。

これから国の示すように、本腰を入れて農地利用の最適化に取り組んでいかなければ、地域農業者のためにも、皆様方の活躍に期待をするところです。

また、2年前の熊本地震から、鳥取の地震、この度の中津の土砂崩れなど、尊い人命が亡くなる自然災害が起きております。皆様方も地域で十分に気を付けていただきたいと思えます。それでは、本日も皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成30年第4回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時1分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

7番 森田孝市 委員、8番 小野伊八郎 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成30年第3回定例総会から本日の平成30年第4回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた6点について、会長報告として2ページ以降にまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、各種報告ですが、12番 工藤妙子委員より報告があるようです。お願いします。

12番委員 はい、12番の工藤です。ウーマンアグリネットおおいたより、報告をさせていただきます。このウーマンアグリネットおおいたは、県下の女性農業委員と女性推進委員の会です。3月15日に別府市亀の井ホテルにて女性農業委員登用促進セミナーを行いました。

通常では、この時期には行わないのですが、新体制になって県下18の農業委員会で改

選が行われた結果を受けて、急ぎよ臨時的に行ったものです。私たちの会は旧体制の時は45名の委員さんがいらっしゃいました。これが新体制になって37名に減りました。旧体制の時を100とした時に今度の数字は82%です。これを九州で見た時に、全部の改選が終わっていませんが、他の県と比べると、多いところは150%近く、少ないところでも110%以上となっており、前の数字より多くなっている県がほとんどです。その中で、大分県は82%と前の数字を下回っています。政府は2020年度までに30%にしろと言われていますが、豊後大野市は農業委員と農地利用最適化推進委員と合わせて45名ですが、そうすると13名近い委員を選出しなければなりません。私たちの任期はあと2年あるわけですが、2年後に向けて、この数字に近くなるように登用の促進をしていきたいと思えますし、みなさんの地域でも女性で活動的な方がいたらぜひ推薦なさってください。以上、報告します。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、議案第22号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについてを議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の佐々木です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第22号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。平成30年4月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号1番の案件を3番 田島 茂 委員にお願いいたします。

- 3番委員 緒方の田島 茂です。
4月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号1番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。
申請地は、申請者が高齢で後継者もいないため、当該地に杉苗を120本植林し、山林として管理したいため、除外の申請を行ったものです。
変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となります。許可基準は、第2-1-(1)-カ-(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当します。農地転用の許可の要否は、第4条申請が必要となります。
地区審査会の意見としましては除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ、転用は可能である。となりました。以上、報告します。
- 議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第22号について、これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません]の声あり
- 議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。
議案第22号の番号1番の1案件については、意見を求められております。
審査報告は、番号1番の1案件につきましては、転用は可能である。とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。
- 事務局 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、議案第22号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号1番の1案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。
- 議長 続いて、議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。
- 農業振興課 みなさんこんにちは。農業振興課農政企画係の曲と申します。この度の人事異動により新しく担当になりましたので、よろしく申し上げます。
それでは、別冊議案書の3ページをご覧ください。議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成30年4月16日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて平成30年4月17日公告予定分を朗読)以上です。
引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。7ページをお開きください。議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見

を求める。平成30年4月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く8ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第23号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第24号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後2時27分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後2時28分)

議長 次に議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号5番までの5案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番及び番号2番の2案件を29番 古澤正義 委員にお願いいたします。

29番委員 緒方の古澤正義です。

4月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、県外在住で後継者もないことから、申請地を管理している譲受人に相談したところ、譲受人も自身の農地と一体利用できるなど利便性が良い事から売買での話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は378アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●●●さんから、譲受人●●●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人は譲受人の母ですが、高齢で耕作できないため、実質農業経営をしている同居の譲受人に贈与することで協議がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、223アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します

議長 次に、番号3番の1案件を32番 羽田野幸光 委員にお願いいたします。

32番委員 朝地の羽田野幸光です。

4月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●●●さんから譲受人●●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は高齢で後継者もない事から、農地の整理を検討し、これまで農地の管理をお願いしていた譲受人に相談をしました。譲受人も申請地が自宅に近く利便性がよいことから売買で話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、179アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を40番 山崎淳三 委員にお願いいたします。

40番委員 千歳の山崎淳三です。

4月5日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件についてですが、譲渡人●●●●●●さんから、譲受人●●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は高齢となり、後継者もないことから農地の整理を検討し、申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談をしたところ、譲受人も自作地に隣接しており利便性が良いことから売買で話がまとまり今回申請するものです。

なお、譲受人は大分市在住ですが、週末を中心に実家の父と一緒に畜産及び耕作を行っており、年間の半分程度は従事しています。譲受人の権利取得後の経営面積は、250アールとなり下限面積の40アールを超えています。地区審査会の意見としましては、不許可

要件の7項目に該当するものはなく、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次、番号5番の1案件を45番岡本静委員にお願いいたします。

45番委員 犬飼の岡本静です。

4月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号5番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんと●●●●さんから、譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、以前より兼業で農業を行っていましたが、会社経営を子に譲り、農業に本格的に取り組むため農地の取得を考えていました。申請地の下津尾字船戸2760番1は利用権設定で借り受け、耕作していましたが、昨年10月の利用権設定期間満了後は管理のみ行っていました。譲渡人はいずれも後継者がなく農業経営の縮小を考え、農地の整理を検討しており、売買で話がまとまり今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、45アールとなり下限面積の40アールを超えています。地区審査会の意見としましては、不許可要件の7項目に該当するものはなく、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第25号の番号1番から番号5番までの5案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第25号の番号1番から番号5番までの5案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第25号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

なお、番号2番及び番号3番の2案件につきましては、第1種農地であるため4月24日の県の常設審議会の案件にもなっています。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 11 番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11 番委員 三重の神志那静清です。

4 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請理由は、申請者の夫が経営する商店の駐車スペースが足りなくなり、昭和 55 年 4 月頃、商店と隣接する申請地を駐車場 3 台分として整備しました。現在、商店は無くなったが、別居している子供達が申請者への介護訪問時の駐車場として利用しています。今回、申請地が農地であることがわかり、是正のため申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号 2 番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、現在、市外で生活しているが、母の面倒を見るため故郷である三重町で生活したいと思い、住宅の建築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、条件が折り合わず、今回、実家の近くの自己所有の申請地に新築を計画し、必要面積分筆後に申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 1 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号 3 番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、現在、市外のアパートで生活していますが、故郷である三重町で生活したいと思い、住宅の建築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、条件が折り合わず、今回、自己所有の申請地に新築を計画し、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 1 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 10 番 矢野源平 委員にお願いいたします。

10 番委員 朝地の矢野源平です。

4 月 6 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 4 番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は周囲を山林に囲まれた農地であり、日照時間が短いことや、獣害もあり、耕作が困難であったため、杉苗 525 本を植林し、山林として管理をしたいので、今回農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 26 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 26 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件につきまして、許可基準の不許可要件に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 26 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番から番号 2 番までの 2 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 2 番までの 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番の 1 案件を 11 番 神志那静清委員にお願いいたします。

11 番委員 三重の神志那静清です。

4 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人株式会社●●●●●●●●●●代表取締役●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、主に家電、雑貨の販売をしていますが、再生エネルギー全量買取制度を利用した売電事業を行いたいと考えました。当初、農地以外の場所を検討しましたが、所有者と折り合いがつかず断念していたところ、最終的に譲渡人が所有する申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。譲渡人も近年は最小限の管理をしているのみで、今後の管理に困っていた土地であった事から、売買での話がまとまり、今回申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないため。に該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 3 番 田島 茂 委員にお願いいたします。

3 番委員

緒方の田島 茂です。

4 月 5 日に行いました 緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件についてですが、貸人●●●●さんから借人●●●●合資会社代表社員●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。借人は、酒造業を営んでいます。現在、店舗兼住宅及び資材置き場・駐車場の下自在字横田 381 番（宅地：1,411.57 m²）ほか 7 筆、及び平成 29 年 9 月 15 日付で 5 条許可を受けた 364 番 1（田：520 m²）ほか 1 筆、面積合計 2,764.11 m²について、各種イベント時の来客や従業員の増加に伴い駐車場を優先確保したため、既存敷地内の資材置場に苦慮しており、申請地へ冷蔵コンテナを移設する計画で貸人に相談しました。貸人も申請地の管理に困っていたことから、賃貸借での話がまとまったため、申請を行ったものです。なお、無断転用になるとは思わず、平成 30 年 2 月 15 日、申請地に冷蔵コンテナ 5 基を置いてしまいました。

審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第 27 号の番号 1 番から番号 2 番までの 2 案件について、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声多数

議長

他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 27 号の番号 1 番から番号 2 番までの 2 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 27 号の番号 1 番から番号 2 番までの 2 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長

挙手全員です。

議長

挙手全員により、議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 2 番までの 2 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長

これもちまして、平成 30 年第 4 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後 3 時 15 分)

議事録署名委員 7 番委員 森 田 孝 市

” 8 番委員 小 野 伊 八 郎